

平成 26 年 8 月

「ロッカー型クラウドサービス」についての意見

日本民間放送連盟
知財委員会ライツ専門部会法制部会
主査 笹尾 光

【総論】

クラウドサービス等を活用することにより、利用者の利便性が向上し、生活がより豊かなものになることは望ましいことです。映像・音声の表現からなる放送事業者にとっても、今後クラウドサービスの利用の幅は広がることが予想されます。一方で、サービスの中で利用される著作物等の権利が適切に保護され、クリエイターへの還元が実現されることが重要であると考えております。

【ロッカー型クラウドサービスについての見解】

放送コンテンツの配信については、放送事業者は配信事業者と連携をとりながら、利用者の方々に楽しんでいただける環境を整備するべく積極的に推し進めているところです。

タイプ 1 および 3 の配信については、現状においても放送事業者は配信事業者との契約で放送コンテンツの配信を実施しており、今後も同様の枠組みで問題は無いと考えております。

タイプ 2 や 4 については、今後展開される具体的なサービスに応じて、「利用者の利便性」と「権利者の利益」のバランスを考慮しながら、関係者間で適切な方策について合意されることが重要であると考えます。

【その他】

なお、クラウド上の情報活用サービス等について、個別に検討を求めるとご意見もごさいますが、放送事業者に関わると思われるサービスを含め、その多くはクラウドやインターネット特有の問題ではなく、私的複製に留まらない、複製権に関わる権利制限の在り方全体に関わる課題であることから、本小委員会での取り扱いは慎重に行うべきと考えております。

以 上